

## 高知大学総合研究棟（自学自習室等）利用要項

平成 19 年 3 月 28 日  
規 則 第 117 号

### （目的）

第 1 条 この要項は、高知大学総合研究棟学生自学自習室、院生用自学自習室及び学生ラウンジ（以下「自学自習室等」という。）の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （利用者の範囲）

第 2 条 自学自習室等を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学学生
- (2) その他学長が特に認めた者

### （利用日及び利用時間）

第 3 条 自学自習室等は、次の各号に掲げる日を除き利用できるものとする。

- (1) 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日
- (2) 学長が必要とした日（機械点検日、台風等風水害の危険等）

2 利用日における利用時間は、次のとおりとする。

平日：8 時 30 分～21 時 00 分

土、日曜日：9 時 00 分～21 時 00 分

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日：9 時 00 分～21 時 00 分

3 学長は、必要と認めたときは、前 2 項の利用日又は利用時間を変更することができる。

### （利用心得）

第 4 条 利用者は、自学自習室等の利用に際し、建物又は備品等（以下「建物等」という。）を善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。

### （損害の賠償）

第 5 条 利用者は、故意又は重大な過失により総合研究棟の建物等に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

### （雑則）

第 6 条 この要項に定めるもののほか、自学自習室等の利用に関し必要な事項は、別に定

める。

附 則

この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。